

総論――繁栄への基礎条件――

まえがき

わが国は、第2次大戦後の荒廃と混迷のなかから立ち上つて以来、約20年の間に、「エアハルトの奇跡」といわれた西ドイツの復興をしのぐ経済発展をなし遂げ、昨年は、国民総生産において自由世界第2位となり、1人当たり国民所得においても西欧先進国の一角に到達した。われわれをとりまく環境の眼に見える範囲でも、林立する高層建築、急速なモータリゼーションの進行、高級耐久消費財の普及、レジャーブームなど消費水準の高度化が随所にみられ、「3C(カー、クーラ、カラーテレビ)から3V(別荘、海外旅行、社交)へ」などのことばさえささやかれる時代となつた。戦争を体験した者の何人が今日のこのような社会の姿を予見したであろうか。わが国は、今や明治以来の命題であつた西欧先進国の水準への到達を、夢ではなく現実のものとして手にしつつあるのである。この意味では、まさしく、わが国は繁栄への道をたどりつつあるといえるであろう。したがつて、私的消費面でみる限り、文字どおり「戦後」は終わつたのであり、今日では、ここまで歩み来つた苦闘のあとをかえりみる余裕さえもつことができるに至つた。しかも、近い将来、西欧先進国を経済的にりようがする見通しとなつたばかりでなく、「21世紀を待たずして、日本は世界で一番所得水準の高い国になろう」と予測する見解さえ現われている。

しかし、にもかかわらず、国民の大多数にとつて、それほど豊かになつたという実感が現実の生活の中から湧いてこないのはなぜであろうか。また、わが国は、今後も現在のような経済の高度成長を続けつつ、その目的である真に豊かな国民生活の実現に向つて前進し続けることができるであろうか。以下、われわれは主として国民生活の健康と福祉を担当する厚生行政の立場からこの疑問を掘り下げてみることにしたい。

さきに述べたようなわが国経済の将来見通しは、経済成長率が従来のような高いペースで進むことを前提にしたものであるが、わが国が現在おかれている環境には、必ずしも樂觀を許さない種々の要因がひそんでいられると思われる。たとえば、国民の大きな関心事である物価と経済成長率とをどのように調整するかなどがそれであり、わが国が、今後意図する経済成長率の高さを維持するためには、これらの困難な問題と取り組んでいかなければならないであろう。

しかも、今や問題はそれだけではすまなくなつてきた。もし経済的にこれらの困難な条件が功妙に調整されたとしても、充実した国民生活を実現するために欠くことのできないさまざまな条件が、むしろ悪化していくおそれのあることが予見されるに至つたからである。われわれは、今日すでに、産業の高度化に伴う公害・交通事故・その他の問題に直面しており、これら国民をとりまく危害についての解決を迫られているのであるが、1970年代の日本は、これらの問題のほかにさらに社会構造の変革などに伴う新たな課題に立ち向わなければならない。

その第1は、人口構造の問題である。生活水準の上昇に伴つて、家庭では少ない子供を注意深く育てる傾向が顕著となり、一方では公衆衛生の進展、医学の進歩などが多くの国民に長寿を保つことを可能にしている。その結果、当然のことながら人口構造の相当急激な老齢化を招き、国民生活の各部門に多くの問題をなげかけることが必至となつた。その詳細は以下の各節で具体的に述べるとして、当面、相対的に数少ない児童を健全に育成し、高齢者が生きがいのある生活を送るための基盤をつくる施策の充実が、わが国をして永遠に活力を失わせないための重要な課題である。

第2に都市化に伴う地域社会の質的な変化があげられる。産業の高度化と人口の都市集中の現象は、意識的にも時間的にも人々の生活を地域社会から漸次職域を中心とする社会へと導いたが、この傾向は、今後ますます顕著になるものと思われる。従来の地域社会と職域を中心とする社会をどのような形で結びつけて

いくつか、予想される社会的変動のうえに新しい形の地域社会をいかにして形成していくかが70年代のきわめて重要な課題として認識されなければならない。

第3の問題は、家族構成の急激な変動である。世帯の核家族化や高齢者世帯の増加はすでにかなり顕著に進んでいるが、これは今後十数年間にいつそう激化し、主婦の職場進出傾向の増大と相まって、従来家庭で処理された多くの事柄たとえば育児や病人の世話などを公共サービス部門が代わって担当しなければならない傾向が、急速に高まるものと思われる。

第4は、経済成長に取り残されがちな階層の問題である。一般的に国民の所得水準が上昇すれば、従来いわれたような意味の絶対的な生活困窮という事態は漸次解消されていくであろう。しかしながら、貧困という概念は、相対的なものであり、高齢者、身体障害者など一般の経済成長に立ち遅れがちな人々は、周囲の高い消費生活にいつそう強い差別感、格差感を感じることとなるであろう。これら社会的適応力の弱い人々に、疎外感や不満感でなく豊かな社会に生きる喜びをともに味わう生活を保障するために経済成長の成果をどのように配分するかという問題は、今後とも、きわめて重要な課題である。

第5に、科学技術の急速な進歩が国民の消費生活に及ぼす影響の問題である。今日でも、われわれをとりまく日常の生活の中に最新の科学技術が生み出す新製品が少なくないが、この傾向は今後も急速に進むものと思われる。この場合、消費者としての国民に正しい知識がないと、その成果を十分に享受できないばかりか安全衛生上の危害についても無関心に過ぎたり必要以上に不安をいだくなどの弊害を生ずるであろう。消費者教育を含む幅広い消費者保護行政のあり方がいつそう重要な問題となろう。

物価の上昇、公害や交通事故の激化などの最近の情勢に加えて、上述のような、国民生活の基盤を変革させる要素が予想される今日において、従来わが国がとつてきた施策は、これに応じて若干の修正を加える必要が生じている。昭和41年5月に総理大臣が経済審議会に対して行なつた諮問「均衡がとれ充実した経済社会への発展を図るための長期計画いかん」が、昭和44年9月の諮問において「内外における経済社会情勢の著しい変化に対応して、均衡のとれた経済発展と、充実した国民生活の実現を図るための新しい経済社会発展計画いかん」と変わつてきていることは、このような必要性を認めたことによるものであろう。経済発展の目的は、国民生活の充実にあるが、今やその一方で国民生活の充実なくしては、望ましい姿での経済発展もありえないことが明らかとなりつつあるのである。

われわれは、このためには、国民の所得水準の向上、物価の安定と並んで、社会保障の充実と社会資本の整備がまず図られなければならないと考える。そして、社会資本の整備の中でも国民生活に直接関連する施設の拡充が特に重点的に考慮されなければならないと考える。さらに、その上に保健、福祉面の行政サービスが一段と拡充される必要があろう。そしてこのような配慮がなされないならば、国民の多くが生活のうえで感ずる不満や不安はいつまでも解消されないであろう。

わが国が現在おかれている環境は、個人の生活にたとえば、困窮状態から出発し、努力を重ねてようやく一定の生活水準に達しようとしている家庭のようなものである。世帯の経常的な収入はかなり上昇した。将来の見通しも悪くはない。貯金もかなりできてきた。しかし、なんとなく生活上の不安と不満が残っている。長年所得の向上だけに努力を集中してきたが、気がついてみると住宅まで手が回らず、電気器具などがあふれている生活水準と狭い住宅のつりあいがとれない。仕事にだけ熱中する明け暮れは日常生活をうるおいのないものにしている。たまに家族で遊びに行くと、大混雑に疲れて帰り、後味のわるい思いが残るだけである。ここに至つて、この世帯は、家族が集つて生活環境をもつと大切に考えなければならないと反省しはじめる。つまり、国全体としてみても、フローの所得は上昇したが、安定した国民生活をささえるべきストックが不足ぎみであり、かつ均衡を欠いている。そして、人口の激しい地域間移動がこのアンバランスをいつそう助長している現状にあるといえよう。

ことばをかえ、くり返していうなら、経済発展は、それ自体に価値があるのではなく、それによつて国民の福祉を向上し、人をして人たるに値する充実した生活をおくらせることに役立つて、はじめて価値あるものとなるのである。

われわれは、この平凡な真理に立脚して、わが国が正しい意味での繁栄を獲得するためには、上のような条件整備の立ち遅れ、社会的アンバランスを解消する必要があり、さらには、将来のより高い繁栄のために、次代をになう児童の健全な育成、高齢者の豊かな生活の保障、国民の健康の積極的増進などを志向する必要があると考える。そして、これらのことこそ、わが国の将来に真の繁栄を約束する基礎的条件であると考ええる。

しかも、これらの条件を達成すべく、今やまさにその機は熟しているといえる。その要因の一つは、わが国の経済が、最近における高度成長の結果かなりの実力を備えるに至ったことである。そして、もう一つの要因は、わが国の現在の人口構造に見出される。老齢人口は増大しつつあるが、わが国の現状では、欧米諸国に比べると被扶養年齢階層の稼働年齢階層に対する比率はまだかなり低い。つまり、人口構成のうえからも働きざかりの人が多く、社会資本の整備などを図るうえから現在は好条件下にあるといえるのである。

このような背景のもとに、われわれは以上述べてきた真の繁栄を勝ちとるために欠くことのできないいくつかの課題について、これをどのように認識し、いかに対処していくべきか、具体的に検討を進めることとしたい。

総論 ― 繁栄への基礎条件 ―

第1節 社会の進展がもたらす健康への脅威

1 生活と健康をとりまく条件

わが国の死亡率は、戦後急激に低下し、昭和42年には、人口1,000対6.7と世界で最も低いグループに仲間入りすることができた。これに対応して、平均寿命も年々延長して男子68.9歳、女子74.2歳と、これまた欧米先進国の水準に達することができた。

このように急速な死亡率の低下と寿命の延長を達成した国は世界のどこにもない。これには抗生物質などの技術開発と戦後の一貫した生活水準の向上が寄与するところがあつたとも考えられるが、直接的には適切な保健衛生施策に負うところが大きかつたといえよう。特に、戦後における全国民あがての結核撲滅に対する努力、わずか一、二年の間に達成されたポリオの予防措置などは世界の防疫史上にも特記されるべき出来事であるといわれている。

伝染病が一応克服されるようになって脳卒中・がん・心臓病などのいわゆる成人病が主要な死因を占めるようになってきた。これらの疾病の制御は伝染病ほど容易には進まないかもしれないし、医学をはじめとする科学技術のいつそうの進歩にまたなければならないであろう。

日本においては、このように世界一流の低死亡率が達成されたのであるが、なおこれをいつそう低下させうる可能性を含んでいるといえよう。というのは、わが国の死因順位をみてもわかるとおり、脳卒中の死亡が原因の第1位にあるのであるが、これは欧米先進諸国では、大体において、心臓病・がんに次いで第3位にあるのが通常の姿である。専門家の見解によれば、脳卒中は予防措置を推進し、また生活水準が向上すればかなりその発生数を少なくすることが可能であるといわれている。また、わが国に多い胃がんは生活水準の向上による食生活の改善と早期受診・早期治療の励行によつて死亡率を低下させることが可能であるといわれている。一方では、肺がんや心臓病のように今後増加することが憂慮される疾病もあるが、全体としてみれば、将来予防可能な疾病が克服され、高齢に伴う不可避免的な死因が死亡の多くを占めるようになることが予想される。

そうなれば、すでに欧米先進国並みの長寿国となつた日本を、よりいつそう寿命の長い国にすることは決して夢ではないと思われる。この面からもわが国はまだまだ成長の余地を残している若い国であるといえよう。

このように、寿命の延長、疾病の克服という観点から、わが国の国民保健の将来が輝かしいものであることが予見されるのであるが、一方では、最近の目ざましい社会情勢の変動が健康への脅威を増大しつつあることに注目しなければならない。

第1表 死因順位の變動

第1表 死 因 順 位 の 変 動

	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
	死 因	人口10万 対死亡率	死 因	人口10万 対死亡率	死 因	人口10万 対死亡率
昭和15年	全 結 核	212.9	肺炎気管支炎	185.8	脳 卒 中	177.7
30	脳 卒 中	136.1	が ん	87.1	老 衰	67.1
42	心臓の疾患	173.1	心臓の疾患	113.0	心臓の疾患	75.7
	第 4 位		第 5 位			
	死 因	人口10万 対死亡率	死 因	人口10万 対死亡率		
昭和15年	胃 腸 炎	159.2	老 衰	124.5		
30	心臓の疾患	60.9	全 結 核	52.3		
42	老 衰	43.3	不慮の事故	41.9		

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」
（注）昭和15年以前は沖縄県を含む。

総論――繁栄への基礎条件――

第1節 社会の進展がもたらす健康への脅威

1 生活と健康をとりまく条件

(1) 公害

目ざましい保健水準の改善を達成した,わが国民の前に新たに立ちふさがろうとしているのが都市化,産業の高度化の結果発生しているもろもろの公害である。

資源に恵まれないわが国としては,国の経済成長を達成するためには,第2次産業に依存せざるをえなかつた。第2次産業の興隆は,必然的に今まで数万年にわたつて成り立つていた自然の秩序を漸次破壊することにならざるを得なかつたが,これに対するじゅうぶんな対応策が講じられないままに生産活動が大規模に行なわれた結果,人間にとって有害で住むに適さない環境が発生することになつてきた。産業の発展に伴う人口の都市集中がこの傾向を助長してきたのである。公害は経済成長の負わなければならない一つの大きな代償といえるかもしれない。

しかしながら,無秩序な自然の破壊と公害の拡大をこれ以上続けることは,今やすべての国民にとって耐えられるものではなくなつてきたことは明らかである。われわれが生活水準の向上に努力して,ある程度その目的が達成されたとしても,気がついてみれば,日本の国土は人間が住むのに適当な土地がなくなつていた,というような事態を招かないためにも,今のうちに,われわれは早急に対策を講じなければならないであろう。

今や公害は,われわれをとりまくあらゆる環境の中で発生し,広がりつつある。空気の汚染,騒音,水質の汚濁等あらゆるものが年をおつてその程度を増している。たとえば,第1図及び第2表でみてもわかるように,大気汚染の状況は今日ゆゆしい事態に立ち至つていのである。しかも今後,これまでのような速度で自動車の台数がふえ続けるとすれば,自動車の排気ガスによる空気のよごれは,急速にすすみ,われわれの健康に重大な脅威をもたらすことにもなりかねない。

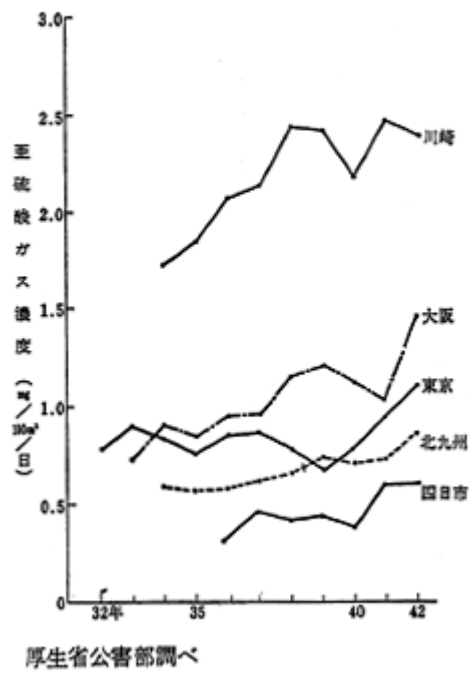
第2表 東京都内の自動車排出ガス汚染測定結果

第2表 東京都内の自動車排出ガス汚染測定結果			
汚 染 物 質	昭 和 39 年	40	41
一 酸 化 炭 素	3.3 ppm	4.2 ppm	4.4 ppm
一 酸 化 窒 素	3.2 ppm	4.7 ppm	6.1 ppm
二 酸 化 窒 素	2.0 ppm	2.9 ppm	3.3 ppm

厚生省公害部調べ
(注) 東京都内3か所(大原町,板橋,霞ヶ関)の測定値の平均

第1図 各都市における亜硫酸ガス経年変化

第1図 各都市における亜硫酸ガス経年変化
(年間平均値)



総論――繁栄への基礎条件――

第1節 社会の進展がもたらす健康への脅威

1 生活と健康をとりまく条件

(2) 交通事故の多発

われわれの最近における生活水準の向上は,主として産業の高度化と労働の能率化によつて達成されたと考えられる。そして,この中で輸送手段の迅速化が果たした役割は大きい。今や,われわれの地図は,物理的な距離で測定されるよりも,時間距離で考えた方がより合理的にさえなりつつある。この間における自動車の果たした役割は大きい。

しかしながら,われわれが日常活動の必需品とさえ考えるようになってきたこの自動車が,一方では知らず知らずのうちに,われわれの生命を奪う凶器になつていた。人口動態統計によれば原死因が交通事故による死亡は昭和30年の1万0,500人から,42年には2万0,535人と倍増しており,死因順位からみても不慮の事故による死亡は昭和30年の第7位から38年以降第5位を持続するに至っている。そして疾病による死亡がだんだん減少していくとともに,将来はもつと上位を占めるようになるだろうという悲しむべき予測さえたてられている。

総論――繁栄への基礎条件――

第1節 社会の進展がもたらす健康への脅威

1 生活と健康をとりまく条件

(3) 精神的緊張の増大

合理化、機能化された現代社会は、人間の能力を極限にまでフルに回転させることを要求する。人々は相互に激しい競争をして、これにうち勝たなければならず、また、常に新しく開発される機械を駆使して、最高の生産能率をあげなければならない。このような状況のもとでの労働では、わずかな誤りも許されないため精神的疲労が大きい。さらに、分業が極端に進んだ労働条件のもとにおいては、単純労働による精神的不調和を生じやすい。一方、生産活動以外のあらゆる生活面に、より刺激の強い、よりざん新なものがあらわれるなど神経をすり減らす要素が増大している。

情報産業革命という言葉は、工業化によつて進展してきた社会が、新しい情報産業を中心に変革していく状態をさす意味に用いられるようであるが、今やわれわれは、日々新たに発生する社会事象とその情報にたえまない関心をはらいながら、新しい生き方への適応を余儀なくされているのである。

また、都市生活の複雑化、人びとの活動量の増大等は、一面では都市住民の生活内容を豊富にしているが、一方では、生活様式の急激な変化に適応するため常に緊張感を高める状態にあり、さらに、社会の連帯感の稀薄化や自然の破壊が、都市生活者の安らぎの場を奪つて、精神的緊張の緩和を困難なものにしている。

たえまなく働き、たえまなく気をくばり、神経をすりへらす現代社会には、どうしても激しいストレスが発生し、生活のうるおいが失なわれてくる。この違和感が発生するところ、心身に不調和が起こり、その程度が高まれば、なかにはその状況に適応しきれないで一種の疾病状態に陥る人も現われる。高度経済成長を続けるわが国では、多くの国民が大なり小なりこのような激しい精神的緊張増大の影響を受けることになったといつてよいであろう。

総論――繁栄への基礎条件――

第1節 社会の進展がもたらす健康への脅威

1 生活と健康をとりまく条件

(4) 食品等による危害の増大

生活水準の上昇は食生活の面でも需要の高度化と多様化をもたらした。その需要にこたえて食品工業は、新しく開発された技術をもつて対応してくれた。日本ほどいろいろな種類の加工食品が豊富に出まわっている国はないであろう。また加工技術と化学合成技術の進展は従来人間が想像しなかったような方法で、われわれに多彩な食品を提供してくれることになった。

しかしながら、多彩な食品による生活は、その一方で新しい問題を提起した。食品が自然の姿から離れ、加工が加えられるに従って、そのプロセスで人体に有害な物質の混入してくる可能性が高くなってきた。また、消費者が、みずからの視覚や味覚、あるいは従来持っていた知識にたよるだけでは食品の内容や品質を判断できなくなってきた。また、食品に残留した農薬などの食品をめぐる新しい危害も問題となつてきている。

われわれは、自然を開発することによつて高い生活水準の獲得を目ざしたのであるが、今やこの面でも新しい問題に直面させられている。

総論――繁栄への基礎条件――

第1節 社会の進展がもたらす健康への脅威

2 対策の方向

国民保健の現状からいえるのは、まず成人病対策にいつそうの努力を傾注しなければならないということである。しかも現状のところで示唆したように、若干のがんの種類については、早期治療が有効であり、したがって、早期発見の手段としての検診は、最も中心的な対策として強力に推進されなければならない。胃がんや子宮がんの検診については、だれもがいつでも気軽に受けられるよう受診機会の増大を図る必要がある。そのため、現在、地方公共団体や民間団体によつて行なわれている検診車による検診を拡充強化するほか、病院等における精密検診の機能を充実することが必要である。

脳卒中対策についても、今日すでにこの疾病による死亡率が高い一部の都道府県に対して意欲的な計画が進められている。健康管理についてはいろいろな面から進められているが、高血圧の人々の日常生活について適切な指導を行なうことによつて、不測な事態の発生を防ぐことほど貴重な効果をあげられるものはないであろう。

公害対策を推進するうえで大切なことは、人の健康を保護し、快適な生活環境を保持するために、これ以上汚染等が起こってはならないという指標となる環境基準を設定することである。公害対策は、これを目標に進めなければならない。公害対策のきめてとなる第1の方法は、公害を発生させる源泉を絶ち切ることである。発生源を放置して、その対策を講じても実効があがらないであろう。これには強力な行政措置がとられなければならない。しかし、この面からの努力がいかになされたとしても、都市化と工業化が進むわが国でこれを根絶することは困難であろう。これに対しては、適切な土地利用計画に基づく用途地域の確立、工場と住宅の分離、発生源の隔離あるいはしやへい物の構築などの対策を講じなければならない。

また、最近建築物の空調施設の設置が普及してきたが、このような人工的環境は人体に対する影響が大きく、いわゆる冷房病などの新しい疾病をさえ生みだしている。建築物の衛生管理基準を早急に確立してこれに対処すべきであろう。

交通事故対策については、事故防止のための施設整備、交通規制の強化、交通道德の高揚、救急施設の拡充等のいくたの施策が講じられてきたが、今後この種の指導はさらに力強く実施されなければならない。しかしながら高速道路の整備等、高速で運転可能な施設ができると、これに十分に適応するまでは一時的に事故は増加し、またその事故の程度が大きくなることは、残念ながら事実であろう。これは能率化時代において発生する不可避の現象かもしれない。これらに対しては、新しい技術が早急に開発されなければならない。たとえば、車両と運転者の運転の適否を短時間に判定することのできるような機械をつくり出して未然に事故を防止することなどが研究されるべきであろう。

現代社会の精神的緊張は、社会に対する人間の不適応から出発しているのであるから、何が不適応の原因になつているかをよく検討する必要がある。基本的には社会を住みよくすることが大切であろうが、人間の側からも社会に対する適応力を高める努力が必要となる。また、不適応症の治療にあたる専門家の養成も重要である。ダイナミックなねばり強い精神の持主を育てあげることがこれからの社会の責任である。職場や地域社会における人間関係を改善すること、開放的で明朗な人物を育てあげるためにスポーツを振興することもその一助になるものと思われる。また自然の破壊の防止あるいは自然を積極的につくり出すことによつて、人の精神的緊張をやわらげる場を確保することも推進しなければならない。

食品による危害の増大は国民の間にさまざまな不安を醸成している。国は、あらゆる加工食品について十分な監視の目を光らせて、国民のこの不安を除去しなければならないと考えている。このことは消費者保

護行政の中で非常に重要な地位を占めるものである。有害のおそれのある物質に関しては、ほとんどすべてについてその含有が許される限度の基準が国際的に明示されているので、規制もその線に沿ってなされるべきものである。国民の不安にこたえて国も強力な行政指導を行なっており、その成果は今後十分期待されよう。なお、すでに使用が許可されている食品添加物であつても、その後の科学技術の進歩によつて安全性に疑問がもたれるようになったものについては、厳重な試験をを行ない必要に応じて使用の禁止又は制限の措置をとつてきているが、今後も絶えず注意していく必要がある。また、最近社会問題化しているいわゆるうそつき食品についても、保健衛生上の危害防止という観点を中心としながら積極的な姿勢で取り組まなければならない。

以上に述べた社会の進展のもたらす健康の脅威は、それにさらされるのを避けることがきわめて困難なものであり、また人間にそれらに対する抵抗力ができるとも考えられない。その対策としては、有害な要因をわれわれの環境からできるだけ少なくすることを主眼としなければならない。したがつて、その対応策も、疾病予防の場合にとられる措置と異なり、有害環境抑制のための強力な規制や住みよい社会環境をつくる社会改革的な方策など、環境調整と環境規制を重点的に取り上げなければならない。

総論―― 繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

1 児童をめぐる環境

(1) 核家族化

国勢調査によつて、平均世帯人員の推移をみたのが第4表である。これをみると平均世帯人員は昭和30年以後急速に減少しており、この傾向は、今後とも持続するものと推測されている。家族が親と未婚の子どもから構成され、いわゆる核家族化したことと、子どもの数の減少が平均世帯人員の減少となつてあらわれているのである。これは経済社会の近代化の結果として起こる現象ではあるが、このほか、わが国では、劣悪な住宅事情によつて家族の規模を縮小せざるをえなかつたことも原因の一つとしてあげることができよう。

第4表 平均世帯人員の推移

第4表 平均世帯人員の推移	
	平均世帯人員
昭和5年	5.08
10	5.13
15	5.10
25	5.02
30	4.97
35	4.52
40	4.08

資料：総理府統計局「国勢調査」

総論――繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

1 児童をめぐる環境

(2) 家庭環境の変化

家庭の規模の縮小と戦後における社会環境の変化は、これら幼少人口の家庭環境に大きな変化をもたらした。家族制度が維持されていた戦前においては、父親は家の長としての威厳を持つて家族に臨んでいた。戦後、家族制度の崩壊、被用者世帯の増大、父親の座の低下というような一連の社会情勢の変化が続いて、わが国は、家庭の中で母親が漸次児童養育の中心的役割を果たすようになった。このような傾向は、母親の就労の機会の増加や病気などによつて、養育に欠ける児童の増加をもたらすなど家庭における児童の養育機能の不安定を招いている。また、養育方針についても、戦前にあつた国家中心、家中心という精神的支柱はなくなり、家庭の両親はそれにかわるべき確たる自信のないままに児童を養育していつた。また、一方において、児童に対する過度の期待が、いわゆる教育ママの出現をよんだともいえるであろう。わが国の明治以来の急速な進歩は、学校教育の普及によるものといわれているし、社会の登龍門として学歴が重視されてきた風潮からも学校教育重視の傾向が強く、それ自体は望ましいことであるが、この結果として、児童によつては、ときに過重な負担がかかつて健全な育成を阻害したり、児童の過保護という現象が起こつたりしていることも否定できない。

総論――繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

1 児童をめぐる環境

(3) 社会環境

産業と経済の発展は都市化の進展を不可避なものにした。昭和40年の国勢調査によると全人口の48%は都市部(人口集中地区)に居住しているのであるが、昭和60年になると、70%の人が都市に集まるものと推計されている。そして都市化が児童の生活に及ぼす影響は大きい。都市生活においては、教育施設や文化施設の利用等の利点がある反面、児童を自然的環境からきりはなしてしまつた。大多数の児童にとって、今や「兎おしかの山、小鮒つりしかの川」は伝説的存在にかわりつつある。都市化の現象は、諸外国においても進行しているのであるが、わが国では、都市生活に欠くことのできない生活環境の不備が目だち、特に都市公園や児童の遊び場が諸外国に比べ著しく少ない。

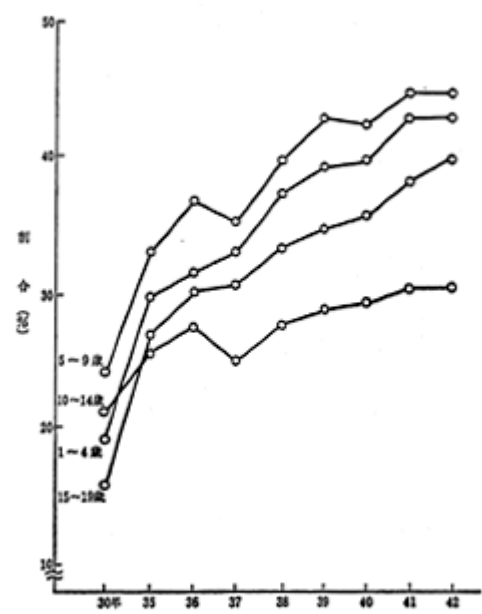
児童にとって遊びは本質的なものであり、この遊び場の不足が健全な児童の人格形成を阻害する要因になっていることは数多くの人によつて指摘されているとおりである。

次にあげられるのは、都会生活に特有の社会に対する無関心さ、連帯意識の欠如であろう。また社会のがわからずとも児童に対する働きかけがほとんどない。この結果として、都市の児童は社会から孤立した自己中心主義的な人間として成育する可能性がきわめて高い。もし都会でもう少し連帯意識が強ければ、最近あいついで起こつた児童の誘ひ事件も未然に防止できたかもしれない。屋内にひきこもりがちな児童にとって、日常生活の一部となつたテレビ番組の影響も無視できないであろう。児童の精神発育がある段階に達するまでは、テレビによつて啓発される面が多いことはたしかである。しかしながら、家庭で多くの家族といつしよに、長時間にわたつて同じ番組を見る習慣が行きわたつた今日において、これが児童の精神発達と人格形成にどのような影響を及ぼすかについて真面目な検討がなされるべきであろう。

最後に最悪なものとして、交通事故などの不慮の事故死をあげなければならない。昭和42年の人口動態統計によると不慮の事故死は、0歳児を除いて、1歳から19歳までの児童の死因の第1位を占めている。今や児童にとつていちばん心配なのは病気でなくて車や家庭内の事故なのである。第2図は年齢階級別に不慮の事故死が全死亡に占める割合の推移をみたものであるが、いずれの年齢階級においても上昇している。不慮の事故死のうち、溺死の占める割合も多いが、交通事故死もきわめて憂慮すべき事態にある。昭和43年の警察庁統計によると15歳以下のこどもの交通事故の死者(事故発生後24時間以内死亡)は1,793人、負傷者は10万2,356人で、いずれも前年より増加している。特に近年の負傷者の増加は著しく、昭和43年は昭和33年の約3.3倍にも達している。児童の安全を確保するという立場から交通安全対策の確立は緊急の課題である。

第2図 年齢階級別不慮の事故の全死亡に占める割合の推移

第2図 年齢階級別不慮の事故の全死亡に占める割合の推移



資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

総論――繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

1 児童をめぐる環境

(4) 養育費負担の増大

われわれは、さきに、最近のわが国の出生率が、将来における総人口の減少の可能性をもつまでに低下していることをみた。一般に生活水準がかなりな程度まで高まると出生率が低くなることは世界共通の現象といわれているが、わが国の場合、このように出生率が低い原因としては、住宅難、子どもは少なく産んで大事に育てるという意識の浸透、家族計画技術の普及などがあげられるであろう。さらにその経済的側面として子どもの養育に要する経費が、家計のなかでかなりの比重を占めている。総理府が43年1月に行なつた世論調査でも「あなたは、子供が心身ともに健全に育つためには、何人きようだいがよいと思いますか」の問いに対して「3人位」と答えた者が55%、「2人位」が21%、「4人位」が12%であつた。さらに重ねて「理想的だと考える子供の数よりも、実際の(予定している)子供の数が少ないのはなぜですか」という質問に対して、もつとも多かつた回答は、「子供1人にかかる費用が高いから」であつた。42年に厚生省が行なつた実態調査によれば、家計現金支出に対する児童養育費は子ども2人世帯及び3人世帯の平均で30%をこえていることがわかつた。

さきに述べた子どもを少なく産んで大事に育てる考え方のあらわれとして、1人の子どもの養育に経費をかけすぎるきらいがあるとの見解もあろうが、養育費が、現実にかつた家計のかなりの負担となつていくことは事実である。また、収入の面でもわが国特有な年功序列賃金体系が徐々に、職務給・能率給に移行していくものと予想するとすれば、この面からも児童養育費の問題を考えてみる必要がある。

総論―― 繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

2 児童の健全育成のための施策

(1) 母子保健対策

一国の保健水準向上の指標によく使われる乳児死亡率については、わが国は昭和42年に出生1,000対15.0という欧米先進諸国の水準に達した。しかしながら、これとかなり関連の深い妊産婦死亡率などにおいては、欧米先進諸国と比較するとまだかなり劣った水準にある。母子保健の向上については従来からかなりの施策が行なわれてきたが、今後は正しい家族計画の普及、未熟児や心身障害児を生まないための施策、妊産婦死亡率を引き下げるための施策等、婚前から結婚・妊娠時・分べん周辺期・新生児期・乳幼児期を通して一貫した母子保健対策の確立に重点をおかなければならない。

母子保健との関連では、人工妊娠中絶についてもふれておかなければならない。人工妊娠中絶は、母体に悪い影響を与えるおそれがあるといわれているが、その届出件数は、昭和30年117万件、35年106万3,000件、43年75万7,000件とかなり減少傾向にある。しかし、諸外国に比べてその件数はなお多く、統計にあらわれないものも含めるとその影響については無視しえないものがある。特に、人工妊娠中絶が許される条件のうち、経済的理由によるものについては、国民の所得も向上した今日、安易に行なわれることがないようにそのあり方を再検討すべき時期にきていると思われる。

総論―― 繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

2 児童の健全育成のための施策

(2) 保育対策

家庭環境の変化や婦人の職場進出は、保育に欠ける乳幼児の増加をもたらした。乳幼児期が人間の人格形成に決定的な意味をもっていることを考えると、保育に欠けるすべての児童に対する適切な措置が、児童の健全な育成の第一歩としてきわめて大切である。保育対策の中心である保育所は、毎年数百か所ずつ新設され、昭和43年末で、全国約1万2,700か所が設置されているが、それでも近年ますます高まっている需要に追いつけない実情であり、今後も地域の実情に応じて計画的に整備する必要がある。特に、最近では、保育対象児の年齢が低い層へと拡大する傾向が強く、3歳未満児のための保育所の不足が目だち、その対策の拡充が急がれている。そのほか、保育所の地域的なアンバランスの是正や無認可保育所の解消も大きな課題である。

また、欧米諸国では、既婚婦人が子供を養育する一定期間だけ家庭にはいり、その後再び職場に復帰するという社会的な慣習がかなりゆきわたっているが、わが国の場合も、これからの予想される労働力不足時代をひかえて今後そのような傾向が強まるのではなかろうか。社会全体として、そのような事態への対策を急ぐ必要があろう。

総論―― 繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

2 児童の健全育成のための施策

(3) 社会環境の整備

遊び場がない児童,自然から見放された児童,テレビばかり見ている児童という現状が,いかに児童の健全な育成をはばんでいるかをわれわれはよく考えなおす必要がある。そして,児童の遊び場の公的整備に加えて都会にある広場と施設を児童のためにできるだけ開放する運動の展開も必要とされよう。たとえば,地域社会の人々がそれぞれの周囲に児童が利用できる施設がないかを点検し,適当な施設があれば,それを児童のために開放するよう関係者に強力に働きかける努力も必要である。

総論――繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

2 児童の健全育成のための施策

(4) 事故防止対策

幼少期にある児童の死亡の中で事故死が最も多いことは、おそるべきことである。自動車による事故については、交通規制の改善や施設の整備によつて、これが絶滅されるように努めなければならない。

また、事故死の中で家庭内における事故が約30%と高い割合を占めていることについても改めて反省する必要がある。これらの大半は親の不注意によるものである。国や社会が児童の育成に努力するのはもちろんであるが、児童の育成のまず第一義的な責任を持つのは親であることは銘記されなければならない。

総論――繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

2 児童の健全育成のための施策

(5) 生活費と教育費の負担の軽減

すでに述べたように,児童の養育費は,家計のなかでかなりの比重を占めているのであるが,実態調査の結果によつてその内訳をみると,養育費の約50%が飲食費となつている。それだけに,日々買い入れなければならない食料などの消費者物価の上昇は,養育費負担をいつそう重いものとしている。この面からも,物価の上昇を極力おさえることは,行政の最大の課題である。

また,さきの実態調査によると,児童養育費のなかで飲食費について教育費の占める割合が高くなつている。教育費負担の軽減についても,現在種々の施策が実施されているが今後いつそうの充実が望まれる。

総論――繁栄への基礎条件――

第2節 次代をになう児童の健全な育成

3 児童手当制度

児童手当制度は,子どものある家庭に対して児童手当という現金給付を行なうことにより児童養育費の一部を社会的に保障しようとするものである。それは,直接的には,世帯の所得と家族数とのアンバランス,すなわち多子による貧困を防止して家庭生活の安定を図るものであるが,同時に社会全体としてみれば,次代の発展をになう児童の健全な育成と資質の向上に資することも目的としている。

わが国の社会保障制度は,戦後急速にその体系的整備が図られてきたが,児童手当制度は,まだ創設されていない。児童手当制度の効果としては,多子家庭における児童養育費負担の軽減になるとともに,労働力の不足が経済成長の阻害要因ともなりかねない最近の事態において,相対的に少ない幼少人口を心身ともに健全な資質の高いものにしていくための一助ともなるものと考えられる。さらに,最近の風潮からむしろ多子を恥じる傾向もみられるが,児童手当の創設は心理面をも含めて出産抑制要因を緩和する効果も期待されており,各種の反対論がある反面,児童手当の実施を要望する声もしだいに高まつてきている。

ただ,児童手当制度については,さまざまな方式が考えられ,その方式いかんによつては,制度の目的や効果にも影響するところが大きいので,財源負担の問題も含め,十分検討を行なう必要がある。

総論――繁栄への基礎条件――

第3節 高齢者の生活の充実

1 高齢者問題の背景

わが国は世界で経済成長の最も早い国であるが、人口の老齡化現象の面でも変化のテンポの早さは群を抜いている。戦前「人生50年」という言葉があつたが今やそれは「人生70年」に置きかえなければならない。

わが国は、戦前の高出生・高死亡といういわゆる後進国形態から、短時日のうちに低出生・低死亡といういわゆる先進国形の人口動態に移行する「人口革命」を経験した。英国の場合には、このような変化は1750年頃から大体200年を要して達成されたのであるが、わが国の場合には、それより1世紀遅れてわずか100年足らずのうちに成し遂げられたとされている。この結果当然のこととして人口の老齡化が急速に進むこととなる。第5表のとおり、65歳以上の人口が全人口に占める割合は、昭和30年の5.3%、昭和40年の6.3%から、昭和50年は7.9%になると推計され、昭和60年には9.5%、昭和70年には12%前後に達するものと思われる。

第5表 総人口、65歳以上人口の年次推移

第 5 表 総人口、65歳以上人口の年次推移			
	総 人 (A)	65歳以上人口 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$
昭 和 30 年	89, 276千人	4, 748千人	5. 3%
40	98, 275	6, 181	6. 3
50	109, 925	8, 715	7. 9
60	120, 798	11, 502	9. 5
70	128, 344	15, 380	12. 0
80	134, 960	19, 448	14. 4
90	138, 614	23, 477	16. 9

資料：総理府統計局「国勢調査」
人口問題研究所「全国男女年齢別将来人口推計結果(昭和44年8月)」による
中間値

この12%前後という状態は、現にスウェーデン、フランス、イギリス、西ドイツの到達している段階である。これら諸国は、5%台から12%台になるのに約100年間を要しているのであるが、わが国ではわずか40年の間にそうなってしまうのである。

高齢者問題の背景としてあげられる第2の要因は、核家族化の進行である。わが国の経済社会の近代化の結果として長年の伝統である大家族制がくずれ、漸次核家族化していったのは必然の勢いであるといえよう。しかもその速度は最近きわめて早くなつてきた。大正9年の国勢調査を基にした研究によつて、単身者を含む核家族的な世帯が全世帯に占める割合は60%であつたと推定されているが、昭和35年の国勢調査結果では65%となつている。ところが、昭和40年にはこれに相当する割合は実に70.4%と上昇している。これらからもわかるとおり、過去において5%の上昇に40年間を要したものが、最近では実に5年間しかかからなかつたのである。

この現象に対応するかのように、高齢者世帯の増加も著しい。厚生行政基礎調査によれば高齢者世帯(男子65歳以上、女子60歳以上のみ、又はこれら高齢者と18歳未満の者ばかりで構成されている世帯)の数は、昭和30年が42万5,000世帯、昭和40年が79万9,000世帯、昭和42年が95万2,000世帯となっており、現在ではおそらく優に100万世帯を越えているものと思われる。実にこの10年間あまりにこれらの世帯は2倍以上にふくれ上っているのである。また昭和42年の数字を見ると、これら年齢該当者数は全国で873万人いるのであるが、その16.7%に当たる146万人が高齢者世帯に属している。すなわち、現状でも6人に1人は若い者に面倒をみてもらうこともなく、ひっそりと高齢者ばかりで暮らしているし、今後その比率はいつそう高くなるであろう。

第3に高齢者と雇用市場の関連に関する要因があげられる。経済の急速な拡大と若年労働力不足は青少年に対する異常なまでの求人難という現象を起こしているのであるが、その一方では、最近の寿命延長にふさわしくない55歳中心の定年制が実施されている。このように一見矛盾する現象が起こっている背景には、日本特有の要因がある。すなわちわが国では職能別給与とか同一労働、同一賃金というよりも、むしろ終身雇用制を前提とした年功序列賃金が一般的に実施されているので、このような条件の下では、経済合理性を追求する事業主はできるだけ相対的に安価な若年労働者を獲得し、高齢者に職場から引退してもらうように考える傾向が強い。またわが国では「後進に道を譲る」というのが一つの美德にさえなっている。労働者の絶対的不足が叫ばれながら、定年退職をした高齢者にとって就業の場がせまいという現実には、わが国の社会体制が高齢者達の経験と能力を充分利用するようになつていないことによるものである。年齢的には昔と同じ55歳以上の高齢者であつても、現在の人々は一般的には精神的にも肉体的にも活力に満ちている。

現在でも、この問題は相当に深刻であるが、今後さらに激化するものと思われる。昭和40年における55歳以上の労働力人口が総労働力人口に占める割合は14.6%にしかすぎず、国勢調査の結果でも高齢男子の3人中2人(66%)が就業し、このうち3人中2人(67%)が自営業者又は家族従事者である。すなわち働いている者の中で被用者の占める割合は1/3しかない。15年先の昭和60年になると、総労働力人口中55歳以上の労働力人口が占める比率も18.9%に達するものと推計されているし、また就労形態も自営業者や家族従事者が減り被用者の比重がぐつと高くなる見込である。すなわち、この問題に対する社会的な対応が十分でないと、今の40歳台の人が定年を迎えるころには、その再就職難は、深刻な社会問題となるであろう。

最後にあげられる要因は、高齢者を取りまく精神的な環境の変化であろう。長幼の序とか孝という考え方は、わが国に古くからつちかわれてきた一つの社会秩序であつたが、今やこの風潮は変化しつつある。最近における極端な物質主義、個人中心主義の考え方は、合理主義を基盤として急速に近代化を達成したわが国のある時期において古い紐帯が多かつた社会体制に対する反動の一つとして自然の勢いであつたが、高齢者が物心両面でうとんぜられる風潮は、決して健全なものとはいえない。高齢というだれでもが迎える問題に、家庭の中でも社会としてもどのように対応していくべきか、もう一度多角的に検討していく必要がある。

総論――繁栄への基礎条件――

第3節 高齢者の生活の充実

2 高齢者対策の今後の方向

そもそも高齢者にとって、どのような生活が理想的なものであろうか。よくいわれるような「公園のベンチに腰をかけて終日鳩とたわむれる老人」の像は、必ずしも理想像とは思われない。高齢者の意識調査などによると、勤労意欲に満ちたわが国の高齢者は、社会が高齢者各自の能力を十分活用してくれる、生きがいのある生活を送ることを何よりも希望している。高齢者は、しばしば社会とのつながりを断たれがちで、これがひいては老人最大の悲劇といわれる孤独感をつのらせることとなる。なんらかの意味で社会の一員として生きたいというのがすべての高齢者の願いであろう。

老後の生活については、できれば経済的に他に依存しないことが望ましい。高齢者にふさわしい職について収入をあげるとか、年金や貯蓄によつて、正規の就業をしていた当時の生活水準をあまり下げないでやつていけることが理想である。

家族との関係では、もし住宅などの条件が許されるならば、老後も子供や孫と同居したいと考えている。もし別居するようになったとしても、できれば家族にあまり遠くない距離のところに住みたい。精神的にも肉体的にも健康であつてほしいが、もし病気をしたとしても、医療費の心配はしたくないし、また時には家族や友人に見舞いにきてほしい。さらには老後の生活を無味乾燥にしないためにも、一生かかつて自分の打ちこめるような趣味や稽古事を持つことが望ましい。

個々の高齢者の希望は多種多様であろうが、以上が最大公約数的なものであると考えてよいであろう。

上述のような背景と高齢者の福祉像に対して、国が最も重点をおいて考えなければならないのは、将来において急激に増加する高齢者に対し健康で文化的な生活の基盤とするに足りるだけの年金を確保することである。今までの年金諸制度は、その成立の経緯等から、その性格が様々であり、高齢者の生活保障として純化されていない面もあり、今後の方向としては、これら諸制度の調整を図りつつ、年金制度全体の内容充実を図らなければならない。さらに年金の給付については、貨幣価値の変動による実質的価値の減少を防ぐことが必要であるし、また経済成長の成果を年金受給者にもある程度及ぼしうるような配慮も必要であろう。

年金制度について以上のような配慮がなされたとしても、高齢者が壮年期から老後に備えて行なつてきた貯蓄が重要な意味をもつことは、いかなる社会においても変わることがないものと思われる。この場合最もおそろしいのはインフレの進行による貨幣価値の下落である。年金についても事情は同様であるが、貯蓄については、その影響が直接的かつ補正不可能であり、老後の生活設計を台なしにしてしまう。このために、国は基本的に物価の上昇を極力抑制すべきであるが、経済成長の維持その他との関連で貨幣価値のある程度下落がやむをえないのであるならば、これら老後の生活に備える性格を持つことの明瞭な貯蓄に限り、ある程度の保護を講じる施策を検討する必要があるのではなからうか。なお、一般に高齢者への扶養が行なわれにくくなっている現状において、高齢者と同居して扶養を行なうことを奨励する方策も検討されてよいのではなからうか。

健康である限り、なんらかの形で社会に貢献したいと願う高齢者が少なくないこと、高齢者の絶対数が増加していくこと、労働力が一般的にはますます不足していくことから考えて、今後高齢者の雇用の場の確保については十分な配慮がなされなければならない。このためには、高齢者の適職の開発が工夫される必要があるが、労働力不足が激化しているわが国の雇用市場において若年層が不用不急の面に用いられていないかどうかについて再点検するとか、事業主に対して高齢者の再雇用を奨励するとか、あるいはこれら奨励に

応じた事業主に対してはなんらかの優遇策を講ずる方途なども考えられるべきである。高齢者の住宅についても工夫する余地はあるように思われる。高齢者の老後の生活形態も地域社会の一般住民と隔絶することなくとけこむのが理想であるとすれば、同居が可能なスペースの住宅を考慮するとか、一般向けの住宅や団地の一角、アパートの特定の階を高齢者入居用にあてるとか、あまり大規模でない老人ホームを住宅地の中に設けて、地域社会ぐるみでこれら高齢入居者を暖かく包んでいく配慮が望ましい。

高齢者用の福祉施設についていえば、近年における整備の努力にもかかわらず、増大する需要な追いついていけないというのが現状である。特に、ねたきり老人のように特別の保護を必要とする特別養護老人ホームはその不足が著しいので、この方面にいつそうの重点をおく必要がある。またこれも不足がちな低所得階層用の老人ホームを計画的に整備するとともに、年金制度の充実や経済力の向上により、中産階級の高齢者で有料老人ホームに入居を希望する者が増加している最近の動向からみて、この需要を満たすための施策も急速に進められるべきである。

高齢者の医療問題は、高齢者数の増加、平均寿命の延長によつてますます重要な課題となつてきた。高齢者の医療で、まず問題なのは医療費の自己負担である。

これについては、当面、ねたきり老人対策などで福祉サービス面の充実を図っているが、さらに基本的にどのような方向で解決すべきか、いわゆる医療保険に関する抜本改正の一環として、慎重に検討されなければならない。

また、増大する医療に対応して医療施設を整備することも重要である。しかし、限られた病床を有効に活用する見地からしても、慢性疾患の占める比重の高い高齢患者を一般の病床に収容するだけでなく、その特別な需要(医療に加えて看護や身の回りの世話を比較的長期間必要とする)を、どのような形で満たすのが合理的であるのか、多角的に検討されなければならないであろう。

最後に、抛出制の年金制度の適用を受けることができない高齢者の問題である。これらの高齢者には、無抛出の福祉年金が支給され、その内容も毎年改善されているが、前にも述べたように経済成長の利益を受けることの最も薄いのがこの階層であるだけに、単に最低生活に事欠く場合の公的扶助だけでなく、なんらかの総合的配慮が必要とされる時期にきているのではないだろうか。

われわれは、「高齢者数の圧倒的増大」という来たるべき第2の人口革命に備えて、以上述べたようなことを考慮しながら、計画的に、着実に前進していかなければならない。

総論――繁栄への基礎条件――

第4節 国民生活に結びついた社会資本の整備

1 国民生活に反映された社会的アンバランス

わが国の経済は、いずれの国もかつて経験したことのないテンポで、経済規模の飛躍的拡大を短期間になし遂げた。この結果、国民の生活向上のための所得水準の上昇や、豊富な消費財の供給などの形で大きな利益をもたらしたが、他方において、国民生活にマイナスに作用し不利益をもたらした面も数多くある。今日、問題となつている大気汚染、河川汚濁、緑の減少などの社会的損失、さらに通勤難、事故の続発、精神的ストレスの増大などがこれにあたる。わが国の高度経済成長は、このように国民生活面において、プラスとマイナスの両方に作用しながら行なわれてきたのである。

いうまでもなく、経済成長は、それ自体が価値あるものではなく、その結果が、国民生活の向上に寄与し、各部門が均衡をとりつつ真に繁栄発展する社会を形成することに意義があるので、経済成長への手段方法、その成果の配分については、最善の方法をとらなければならない。

従前のわが国は、多くの面で、先進諸国の例を参考としながら、それに近づくことができた。しかし、いまや前例のないテンポで経済成長を続けているわが国は、今後もろもろの問題解決を促進するにあたり、諸外国をお手本とするわけにはいかない。特に、わが国特有の問題を含む「均衡ある発展」という課題に対しては、いわば壮大な実験として、わが国自らの知恵と力で解決の道を探究しなければならない段階を迎えているのである。

以上述べたような見地から、現在の段階で取り組むべき課題は、数多くあるが、ここでは国民生活と結びついた社会資本の充実整備について検討したい。近年の私的消費は、単に量的拡大だけでなく内容的にもかなり高級化しつつある。43年の消費支出全体の対前年増加率は11.5%であるが、このうち家具・什器は27.3%増ときわ立つて大きい。このうち、ラジオ・テレビが52.3%、乗物用具が38.1%であり、しかも数年来引き続き高い増加率をみるとカラーテレビ、自動車等高級な耐久消費財が国民生活の中に著しく普及しつつあることを示しているといえる。最近におけるこのような家計の消費行動はその重点を基礎的なものから選択的なものに移行し、多様化、高級化しつつあると特徴づけることができよう。

それでは、耐久消費財の普及など一見国民生活が豊かになつたように思われるのに、毎年実施されている「国民生活に関する世論調査」によれば、国民の多くが今なお生活上の不満感をいだいているのは何故であろうか。それは、一つにはデモンストレーション効果(人の消費行動が広告、宣伝や他人のそれに影響を受けること)等にも影響された欲望自体の高度化であり、もう一つは、私的消費と社会的消費のアンバランスであると思われる。第1の欲望自体の高度化については、所得水準の上昇につれて当然ともいえる傾向であるが、わが国の場合、消費水準からみてやや負担の重い買物をすると、堅実な生活の向上という面で問題のある優先順位で消費を行なうなどいわゆる消費の背伸び現象ともいうべき消費態度について若干の問題がないわけではない。しかし、これについては賢明な消費者として、各人が慎重に検討し選択すべきものであり、ここでは主として第2の問題をとりあげて検討したい。

周知のことではあるが、今日の国民生活の内容にはいわゆる消費水準に関する私的消費の分野と、主として生活環境水準に相当する社会的消費の分野がある。この両者は、車の両輪の如きもので、バランスをもつて国民生活に結びつかないときには、国民生活の充実は望めない。いまみてきたように、最近における、国民の消費生活向上への意欲は、低次のものから、高次のものを選択するようになった。その結果は、必然的に社会的消費需要を拡大してきた。たとえば、自家用車の普及は、交通整理、駐車場、高速道路、救急医療などの需要を生みだしているし、生活に使用される財貨が多くなつたことによつて、捨てられるごみや屑もふえている。これらへの対策が遅れると、生活を豊かにするための私的消費の増大が、かえつて不快な現象を生みだ

す原因となる。さらに,私的消費に対して社会的消費が遅れる内在的要因として次のようなこともある。すなわち私的消費需要をみたす財貨やサービスの供給は市場メカニズムを通じてバランスが保てるのに比べ,社会的消費需要は価格機構が働かないものが多く,公害,交通事故,住宅難,水不足,通勤ラッシュ,ごみやし尿の不衛生処分,などのように,具体的に国民生活が苦痛や脅威を受けるようになるまでは,供給不足が認識されないことが多いからである。

そして,今日,国民はその生活の各般において,このような不快な経験をし,現実的苦痛や脅威を受けているのである。

これらが,国民に生活上の不満感を生む一因となつてみるとみてさしつかえないし,その原因は,上に述べた例からもわかるように,生活関連の社会資本が相対的に不足しているために起こっているものなのである。

総論――繁栄への基礎条件――

第4節 国民生活に結びついた社会資本の整備

2 社会資本の整備が遅れた原因

わが国の社会資本の整備を歴史的流れの中でみると、明治以来の国家の統一的目标が西欧先進国に追いつくための富国強兵策に置かれていたため、まず産業資本の充実に力が投入され、社会資本にまで十分手が回らないまま経済の発展が行なわれた。たとえば、工業化の進行は、人口の都市集中をもたらし、都市における生活関連施設に対するばう大な需要を生じたにもかかわらず、相対的に少ない社会資本への投資は鉄道・港湾・電力など、産業関連分野に重点が注がれ、上下水道、都市公園など国民生活に関連する分野がいつそう立ち遅れる結果となつたのである。しかし、このことは、経済的後進国が、ある段階までまず何よりも経済の発展向上につとめ、然る後にその経済余力をもつて国民生活の基盤を整備するという当然の過程であつたともいえる。第二次大戦後も、まず絶対的貧困の解消という至上命令があつたため基本的には産業優先型の社会資本整備が行なわれてきたが、経済的に余裕をもつに至つた現段階で、改めてそのあり方を検討する必要があると思われる。

わが国の工業化が進行する中での都市づくりの多くのタイプは、まず、工場が立地をし、生産活動が開始されるに及んで、原材料、製品運搬のための道路整備、従業員のための住宅建設、また、それに伴つて必要とされる最小限の文教施設、水道などの生活環境施設が順次整備されるという方法であつた。したがつて、そこでは、生産資本との関係はもちろん社会資本の中でも相互の関連づけもなされないままに、個別の問題をそれぞれの次元で、対症療法的に解決が図られてきたものが多い。これらが結果としてどちらかといえば産業優先型の経済社会をつくりあげてきたのである。しかしながら、遅れすぎたきらいはあるが、ようやく生活環境に関連する社会資本について、その整備の必要性が広く一般に認識されはじめ、最近では経済計画の中でも、漸次この方面への投資の優先順位が高まつてきたことは周知のことである。

それにしても、今日の生活基盤の社会資本不足がもたらした社会的アンバランスが、国民生活をいかに圧迫しているかをみると、真に豊かな社会を築くためには、生活基盤としての社会資本への投資を思いきつて増額すべきことを示しているのである。

総論――繁栄への基礎条件――

第4節 国民生活に結びついた社会資本の整備

3 国民生活に結びついた社会資本整備の方向

さて、ここでは、国民生活に結びついた社会資本の整備を考えてみよう。経済発展の窮極の目標が、国民福祉の向上にあると同様に、社会資本の充実が経済発展の手段である観点からすれば、本来、社会資本は国民生活に関連するものと、そうでないものとを区別する必要性は生じないかもしれない。しかし、さきにもみたように、経済発展のプロセスいかに、国民生活に種々問題を生じると同様に、社会資本の整備のあり方によつては、国民生活面にも大きな影響が生じるのである。したがって、社会資本の問題を考えるにあたり、より国民生活に直接的な関係をもつ社会資本(たとえば、日常生活に欠くことのできない住宅や上・下水道、ごみやし尿処理などの環境衛生施設、保健・医療施設や社会福祉施設、文教施設、公園など)を生活関連の社会資本として産業関連の社会資本と区別して扱うのが適当であろう。

このうち、まず、安定した国民生活を目ざす基盤として、住宅難解消のための思いきつた住宅整備が早急に進められなければならない。また、住宅整備にあたつては、上・下水道、ごみ及びし尿処理など最少限の関連社会資本が一体として考えられるべきものであるが、従来、ともすれば遅れがちであつた部門だけに、われわれは、これらの施設整備を常に先行的かつ計画的に行なうよう特に注意する必要があると考える。

特に、これから急激な増大が予想される都市、産業廃棄物(使い古しの大型耐久消費財など家庭から出される不可燃性の粗大ごみと建設業に伴う大量の土砂、工場からの廃棄物等産業活動に伴つて排出されるごみをいう。)の合理的経済的な処理については、その処理体制と並んで必要な施設整備が早急に進められなければならない。

一般の国民生活にはなじみはうすいが、社会的に特に配慮を要するものとして社会福祉施設がある。

社会福祉施設は、心身障害児や病気がちで身よりのない老人など健全な社会生活を営むうえでなんらかの障害がある者を収容援護する施設である。わが国の経済力はいまや先進国の水準に達し、社会全体がその経済余力をもつてこれらの人々をあたたくく処遇することを可能とする条件が整つたわけで、われわれは、人道上の見地から、何をおいてもこれらの施設整備を図る必要があると考える。しかしながら、現在の施設は絶対量が不足しており、多数の要収容者や、その家族たちが重い負担を背負つて暗い日常生活を送っている実情にあるので、これらの施設は、早急に整備されなければならない。

以上、国民生活に結びついた社会資本の整備の方向として、例示的に二、三の施設について述べたが、要するに、われわれは、これらの社会資本が経済発展に比較し、相対的に立ち遅れているために、国民生活の充実が阻害されていることを、基本的な認識としているのである。そして同時に、これら社会資本を整備し国民生活を充実することなくして、これからの健全な経済発展もありえない事態に立ち至っていることを強く訴えたいのである。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

前節において,われわれは,国民生活に結びついた社会資本を早急に拡充する必要があることを論じた。ところが国民生活に直接関連する社会資本のなかでも,保健所や病院のような保健医療施設,保育所や老人ホームのような社会福祉施設は,建物の整備をすればそれで済むというものではない。これらの施設がその機能を発揮するためには,必要な職員が適正に配置されていなければならない。

もともと保健,福祉施設においては,従来から保健婦・看護婦・保母・理学療法士などの職員が不足する傾向がみられたが,最近では要員の確保がいつそう困難になつてきている。最新式の設備をほどこした病院で,看護婦が確保できないために,ベッドがあいたままになつていたりとか,重症心身障害児の施設で人手を補うために,毎年地方からの善意の少女達の援助を受けているというような報道がしばしば取り上げられ,多くの人々の関心をよんでいる。

この要員不足の傾向は,今後の経済的社会的諸条件の変化を考慮すると,決してこのまま放置しておくことはできない状況にある。

そして,今後における対策を講ずるにあたつては,要員不足を引き起こす原因となる背景にまでさかのぼつて根本的な検討を加え,新たな観点からの対策をうちだしていく必要がある。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

1 要員不足をめぐる客観的条件

(1) 労働力の一般的な不足

要員不足をめぐる客観的条件のなかで、まず第1にあげられるものは、近年の高度経済成長に伴う労働力需給のひつ迫である。若年層を中心とする労働力不足現象は第6表にみるとおり、40年代に入つて一段と激しくなつてきた。第2次産業部門を中心として、労働力不足は、従来、労働者の確保に比較的恵まれていた大企業にまで求人難が波及してきたし、特に大都市地域で若年労働力を確保することは著しく困難になつて

いる。

さらに、今後の労働力の見通しをみると、15歳から64歳までの生産年齢人口は、第7表のとおり増加率も増加数も急激に減少していくことが予想されている。

他方、経済規模の拡大に伴う労働力需要の増加が確実に見込まれることから、全般的な労働力不足がさらに深刻化することは疑いないところである。このようにみた場合、保健福祉専門職員の確保については、他の職種との競合関係などからいつそう困難な状況になることを覚悟しなければならないであろう。

第6表 求人倍率の推移

第6表 求 人 倍 率 の 推 移				
	新 規 学 卒		一 般	
	中 学	高 校	35 歳 以 下	36 歳 以 上
昭 和 41 年	2.9	2.6	1.3	0.5
42	3.4	3.1	1.5	0.8
43	4.4	4.4	1.6	0.9

資料：労働省「職業安定業務統計」

さらに、今後の労働力の見通しをみると、15歳から64歳までの生産年齢人口は、第7表のとおり増加率も増加数も急激に減少していくことが予想されている。

第7表 15歳～64歳人口の推移

第7表 15 歳 ～ 64 歳 人 口 の 推 移

	年 平 均 増 加 数	年 平 均 増 加 率
昭 和 35 年 ～ 40 年	1, 385千人	2. 2%
40 ～ 45	962	1. 4
45 ～ 50	625	0. 9
50 ～ 55	583	0. 8

資料：40年以前は、総理府統計局「国勢調査」, 45年以後は厚生省人口問題研究所「全国男女年齢別将来人口推計結果(44年8月)」による。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

1 要員不足をめぐる客観的条件

(2) 要員に対する需要の増大

保健サービスにおいても、福祉サービスにおいても施設の機能を適正に発揮するためには、資格と技術を持った専門職員の働きに依存しなければならない。したがって、施設を運営する際には、法令で定められた一定数の専門職員を設置することが義務づけられていることが多い。わが国における二十数年の状況からすれば、保健施設や福祉施設は、時の社会のニーズに対応して十分とはいえないにしても、ある程度は整備されてきた。その増加速度は相当高いものであつて、改善のあとには見るべきものがある。ところが、要員の供給は、急速に拡充される施設の需要に追いつくことができず、むしろそのギャップは増大する傾向さえ見られる。これは、建物や設備は比較的短期間に整備することができるのに対して、専門職員の養成には数年を必要とすることによるのであるが、いま一つには要員の養成計画と施設の設備計画との間の有機的関連があまり見られなかつたことによるものと思われる。

たとえば、看護職員についてみると、その数が不足している一方で、養成施設が十分に整備されていないために、入学、入所希望者の一部しか受け入れられないという状況にある。また、大都市への人口集中という一般的すう勢のなかで、地方において養成された技術者が大量に都会に流入してきた結果、地域的アンバランスを招いたことなどもその一因であつたと思われる。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

1 要員不足をめぐる客観的条件

(3) ニードの変化と技術の高度化

最近における国民の保健福祉サービスに対する需要は,著しく増加している。

生活水準の上昇,核家族化の進行,社会保障特に医療保険制度の拡充などは,国民のニードを基本的に変化させ,今や国民の多くが施設に入所して十分なサービスを享受することを期待するようになった。そしてこの傾向は今後もいつそう強くなるものと思われる。

また,最近における科学技術水準の急速な発展と装備の高度化は,国民に対して,従来は手の届かなかつた保健,福祉サービスを手に入れやすくしたが,その一方で,これらの施設で働く要員の数をいつそう数多く,より高い技術水準において必要とするようになる。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

1 要員不足をめぐる客観的条件

(4) 疾病構造の変化

戦後急速に進んでいるわが国人口の老齡化現象は、国民の疾病構造を一変した。かつての国民病であつた結核や伝染病の後退に伴つて、高血圧、がん、心臓病などの長期慢性疾患が主要な地位を占めるようになり、これらの疾患による長期の療養が専門職員への需要を増大させる大きな原因となつてきた。交通事故の多発という現象についても同様のことがいえる。そして、こうした疾病構造の変化による医療需要の増大現象は今後いつそう進展し、専門職員の不足傾向に拍車をかけることになるものと思われる。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

1 要員不足をめぐる客観的条件

(5) 労働条件の変化

一般的に生活水準,所得水準の上昇とともに被用者の労働時間は短縮化の傾向にむかうが,これらの専門職員についても例外ではない。たとえば,看護婦の労働時間はかつての週48時間制から44時間制へと移行してきたし,これらがただでさえ不足がちの要員に対する需要をいつそう大きいものとした。

また,看護婦とか福祉施設の一部の職員などは,必ず夜勤を必要とする特殊な勤務条件が加わるのであるが,この特殊条件に十分対処していくために人員に対する需要はいつそう高まることとなる。

さらに,今日の社会においては,人がその就業の場を選ぶ場合,給与額についてもさることながら,就業時間が規則正しいとか,仕事の内容が小ざれいであるといったことが重要視されるようになっており,保健福祉専門職員を希望する者にも,こうした一般的傾向が大きな影響を与えることは否めない。

これに関連して,清掃関係など万一職員が不足すると日常生活に重大な支障を来す職種の要員確保については,特に配慮していく必要があることを指摘しておこう。

総論―― 繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

1 要員不足をめぐる客観的条件

(6) 養成制度などの問題

主として保健関係の専門職員についていえることであるが,その多くは,各種学校として位置づけられた教育機関で養成されている。そして,そこでの教科科目は大学,短期大学とほぼ同一であるにもかかわらず,社会一般の認識が低いために,職員の社会的地位を相対的に低くするような結果ともなっていないだろうか。また,そのことが生徒募集のすそ野を狭くし,職員確保の観点からすればマイナス要因となつている面があるのではなかろうか。

また,福祉施設関係では,保母を除き資格制度が不十分で,生活指導など専門性の高い重要な業務を行ないながら,社会的評価も低く身分も不安定なことが,職員充足に支障をきたす一因となつていると思われる。

総論―― 繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

2 将来の施策の方向

(1) 処遇の改善

保健・福祉職員の要員確保に当つては、一般産業界の求人活動と競合する関係に立つのは避けられない。

いずれの職業を選択するかを決定づける最大の要素が給与であることを考えると、これら職員の給与については、従来にもまして改善していく必要がある。

また、このことと併行して忘れてはならないことは、全般的な待遇の改善、特に専門職員としてその使命を長期間にわたつて十分に果たして行けるような職場環境の醸成である。また、この分野の専門職員には女性が多いことを考えると、既婚婦人が働きやすいような勤務条件をととのえることも必要である。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

2 将来の施策の方向

(2) 養成機関の検討

保健関係職員については、前に述べたように養成機関の絶対数が足りない現状では、資質のよりよい職員をこの方面により多く吸収していくために公費による助成制度を拡充して、養成機関を量質ともに充実することが必要である。また、現在、学校教育法上地位が明確でない各種学校の位置づけを将来さらに明確にしていくことを考えるとともに、大学・短期大学における養成もあわせて促進するなど、長期的観点から、養成制度の基本的な問題について検討すべきであろう。

社会福祉関係専門職員の養成機関も、一部職種について不足が目だち、増設されている各種の施設の需要に見合った職員の確保に支障をきたしている状況にある。これを打開するためには、職員の資格講習や現任訓練を含めて、早急に根本的対策を樹立しなければならない。

総論―― 繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

2 将来の施策の方向

(3) 補助者潜在職員の活用

現行の法令の体系のもとでは、一定の有資格職員を配置することが施設側に求められている。これは施設を利用する者に適正な専門技術サービスを提供する上から必要であるが、現状ではすべての専門職員が真に専門職にふさわしい業務ばかりを行なっているかどうかの点についていささか疑問がある。むしろ、現在の福祉施設等における業務内容の一部については、業務体制を再検討し、積極的に補助者を活用すべき時期にきているのではないと思われる。

また、補助者の活用にあたっては、高齢者にふさわしい業務も相当あると思われるので、高齢者の就職促進の一環として検討することも必要であろう。

さらに、保健関係職員の中には免許を所有しながら家庭にはいつている数多くの潜在職員が存在するが、この人達が家庭から出てその専門技術を発揮しうるような条件を整えることが、目下の要員不足をカバーする一つの道であろう。

さらに、保健・福祉専門職員が提供するおもな業務内容は、対人サービスであつて、省力化にはおのずから限界があろうが、省力化のための自動化、機械化の開発については、格段の努力が傾注されるべきであろう。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

2 将来の施策の方向

(4) 新しい医療需要に応ずる職種群の養成と制度化

医療技術の高度化にしたがい、医師の診療の補助をする新しい職種群が必要となり、必要に応じその養成が行なわれている。

また、福祉施設についても、施設の機能分化に対応し、新しい職種群の必要性が高まっている。

これらについては、いかなる職種を必要とするかを多角的に分析し、その需要に応じ、育成養成を行なうとともに、その職種に応じた業務内容、資格等の制度化を適切に行なう必要がある。

総論―― 繁栄への基礎条件――
第5節 保健・福祉専門職員の確保
2 将来の施策の方向
(5) 経営管理の改善

一部の医療施設や福祉施設の中には、経営者に近代的経営管理,特に近代的人事管理のあり方についての認識が乏しいものがみられ,そのために職場を魅力のないものにしている傾向がみられる。質の高い職員をひきつけるためには,このような点も今後配慮して,必要に応じ,行政的な指導助言を行なっていく必要がある。

総論――繁栄への基礎条件――

第5節 保健・福祉専門職員の確保

2 将来の施策の方向

(6) 社会の理解の促進

保健福祉専門職員は、知的専門職として高度な技術を駆使して、対人サービスを提供する職種であるにもかかわらず、それにふさわしい社会的評価や処遇を受けていないといえよう。このままの状態が続くならば、上述した要員問題をめぐるいろいろな条件から考えると、早晚この方面にむかう若年層の数は激減し、われわれの社会にとって貴重な施設が運営不可能におちいるおそれさえある。今のうちに社会がこれら専門職に対する認識を改め、これらの者にふさわしい社会的再評価を行なわないと百年の悔を残すことになる。

また、福祉施設については、欧米諸国の場合、歴史的には宗教的基盤のうえに発展したものが多いが、わが国の場合はその要素が少ない。わが国におけるこれらの施設の発展を期するためには、地域社会とこれら施設の人間的な暖かい交流を行ない、あるいは、地元民によるボランティアサービスの提供を促進する等によって、相互の理解を深めるように努める必要があろう。

総論 ― 繁栄への基礎条件 ―

第6節 社会保障の推進

わが国は戦後の荒廃から出発して、急速な勢いで社会保障制度を整備してきた。特に戦後いち早く生活保護法を制定して、全国民に対して権利としての最低生活に関する保障を行なったこと、国民病であつた結核について全国民をあげて撲滅運動を展開しその制圧に成功をおさめたこと、昭和34～35年には医療に関する皆保険と年金に関する皆年金の体制を整備してきたことは、社会保障の歴史の上で特記すべきことがらであつた。

医療や年金に関して、実質的に全国民を制度の網の目に入れることに成功をおさめている国は、世界で数えるほどしかなく、この点では、わが国は最も先進的な国の部類にはいることができよう。

また、医療保険における給付の内容や範囲、年金保険における年金給付額は、西欧諸国に比較して、その所得水準との関連からみれば、決して低いものであるとはいえず、今日の主たる問題意識がむしろ国民各階層間における格差は正に向けられている点もこの間の事情を物語るものといえよう。

にもかかわらず、わが国の社会保障が西欧諸国に比較して、著しく低位にあるといわれている理由は、社会保障給付費総額の国民所得に対して占める割合が非常に低いことにあるものと思われる。

第8表は国民所得に対する社会保障給付費の割合(以下「社会保障給付率」という。)をEEC諸国、北欧、英連邦諸国、日本の別に比較したものであるが、この表からもわかるとおり、わが国の社会保障給付率は、大まかにいうとEEC諸国の1/3、北欧・英連邦諸国の1/2という状況になっている。

第8表 国民所得に対する社会保障給付費比率の部門別構成

第8表 国民所得に対する社会保障給付費比率の部門別構成												(単位: %)
	総数	社会保険				失業	児童手当	公保	公的扶助 及類似制度	その他	医療給付	現金給付
		総数	年金	疾病出産	業務災害							
①EECグループ (1963年)	18.1	10.8	5.9	3.6	0.8	0.4	2.5	0.1	0.6	4.1	3.3	14.8
②北欧及び英連邦 グループ(1963年)	13.3	6.2	4.1	1.5	0.3	0.3	1.4	2.8	1.2	1.6	4.0	9.7
③日本 (1967年)	6.0	3.6	0.4	2.6	0.2	0.4	—	0.3	0.7	1.4	3.5	2.5

資料：外国についてはILO「The Cost of Social Security」(1967年版)日本に年基準改訂国民所得統計による。

（注）1 各グループ数値は、単純算術平均である。

2 EECグループは、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグのほか、パターンがこれらEEC諸国と同じオーストリアを含み、フィンランド、デンマーク、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの8か国である。

については、社会保障給付費は厚生省推計、国民所得については経済企画庁「昭和40

個々の社会保障制度の給付内容と比較した場合にそれほど大きな見劣りがしないのに、このようにマクロの形で比較検討するとかなり大きな開きが出てくるのはなぜであろうか。

まず第1に、わが国の人口構成の老齢化が現状では西欧諸国に比べてそれほど進んでいないことがあげられる。

第9表は主要国における稼働年齢階層と被扶養年齢階層の割合を示したものであるが、この表からもわかるとおり、わが国では稼働年齢階層1人が0.449人の被扶養年齢階層を養なっているのに対して、西欧諸国においてはこの人員が、0.511人ないし0.591人となつている。すなわち、これら諸国に比較して、わが国の稼働年齢階層の負担は、現状では、1割ないし3割方低くてすむということを意味する。しかも、この数字を稼働年齢階層と65歳以上の高齢階層との比較でみれば、西欧諸国とわが国との間の差はいつそう大きいものとなつており、その意味で、わが国がまだ若い国であることを示している。

第9表 日本と西欧諸国の年齢3区分別人口の割合

第9表 日本と西欧諸国の年齢3区分別人口の割合

国名	歴年	総数	0～14歳 (A)	15～64歳 (B)	65歳以上 (C)	(A)+(C) (B)	(C) (B)
日本	1967	100.0	24.4	69.0	6.7	0.449	0.096
ドイツ	1965	100.0	22.6	65.5	11.9	0.526	0.182
フランス	1965	100.0	24.6	62.9	12.6	0.591	0.200
イギリス	1965	100.0	24.3	65.8	9.9	0.521	0.151
イタリア	1966	100.0	23.0	64.7	12.3	0.545	0.190
スウェーデン	1966	100.0	20.9	66.2	12.9	0.511	0.194

資料：日本は総理府統計局推計

外国は国連「Demographic Yearbook(1967年)」

第2に、わが国では家族制度が崩壊しつつあるとはいえ、西欧諸国に比べればまだ被扶養者が私的扶養に依存する度合いが強く、また一般企業においても被用者に対する福利制度として現金給付(家族給など)その他の形で、本来社会保障が分担すべき部分についてもかなりの負担を行なっている点があげられよう。

これらの部分は、時代の推移とともに、また社会保障の充実とともに漸次社会保障制度が肩代わりしていくべきものであると考えられる。

第3に、わが国の年金制度の未成熟という要因があげられよう。第8表でみてもわかるとおり、医療給付部門だけをとつてみると、わが国の比率は西欧諸国に比較して、一応その水準に達しているにもかかわらず、現金給付部門の立ち遅れが、社会保障給付率を著しく低くしており、その中でも年金がこれら諸国の率の1割にも達していない状況にある。しかし、年金の給付率が低い理由は年金の給付額の水準が低いということよりも、むしろ、年金を現に受給している者の数が非常に少ないことによるものである。

年金制度における、被保険者に対する拠出年金受給者の割合を西欧諸国について比較してみると、フランス34.0%(1964年)、西ドイツ33.9%(1965年)、イギリス25.9%(1965年)、日本3.2%(1969年)となっており、わが国の年金受給者の割合が、給付費用面と同様に1割程度であることがわかる。

これは、西欧諸国の年金制度が比較的古い歴史を持ち、恒常化した状態(資格期間を満たした者が、被保険者に対して一定割合に達し、著しい変化がみられない状態)になっているのに対比して、わが国の年金制度が未成熟の段階にあることによるものである。

第4に、わが国の経済成長率が非常に高いこと、すなわち国民所得の額が非常な速度で伸びていることがあげられる。社会保障給付率は、社会保障給付額を分子とし、国民所得を分母とする割合であるから、この分母が大きくなっていく現状においては、社会保障給付額がそれを上回る速度で大きくなっていかないと、いつまでたつても社会保障給付率が伸びないことになってしまう。現状では、社会保障給付額の伸びが、経済成長率を大きく上回っているとはいえない。

以上述べたような背景を考慮すると、わが国の社会保障は、国民所得との対比でみた給付率が国際比較上西欧諸国の1/2ないし1/3であるという見かけほどには実質的水準が低くないことが理解できよう。また1952年から1963年までの国民1人当たりの社会保障給付費の伸び(実質)をみると、わが国では、3.13倍と各国中一番高く、ついでイタリアの2.51倍、オランダの2.49倍となっており、わが国における社会保障はその遅れをとりもどすためにかなりの速度で改善されているのである。

それにしても社会保障給付の水準を西欧諸国並みに引き上げていくことは、われわれの一つの目標である。その場合年金制度による所得保障の充実を推進することが一つの柱と考えられる。わが国の年金制度はようやく本格的な給付開始時期を迎えようとしており、今後急速に給付費を増加することとなるが、この速度を一層加速することは考えられないだろうか。このためには制度改善に見合うように被保険者の拠出を増額しなければ、ならないであろう。非常に大まかにいえば、一般的に老後の生活を安定させるためには、人々は常にその所得の1割を蓄積しておく必要があるといわれている。わが国の年金保険においてはまだ拠出率がそこまではあがっていないのであるが、一方ではこのような高率の拠出が現在の被保険者によつて容易に負担できないという問題も発生するであろう。

また一部に年金制度改善の財源として積立金を利用すべきであるとする主張もあるがすでに高齢化時代に達している西欧諸国とは異なり、わが国の人口構成がこれから高齢化時代をむかえようとしている実情を考慮すれば、現在の時点でそのような方向を選択することには問題がある。年度ごとの保険料収入でその年度の給付をまかなうような方式で運営される年金制度は、経済的に見れば、過去における労働者が、自分達の蓄積でなしに、現在の労働者に依存して生活していくことを意味するのであり、このような事態は、前述のように数字のうえからみてもすでに相当の負担をになわなければならない次代の稼働年齢層に、さらに重荷を課すもので、避けなければならないであろう。

このように考えると、年金制度による所得保障の充実によつて、社会保障給付率を引き上げることは、被保険者の負担能力を考慮しながら、着実に推進すべきものであることがわかる。

年金制度の歴史においても、国民の年齢構成においても、西欧諸国に比べて若いわが国は、ここ数年のうちに成熟期にさしかかり、年金給付費は急速に増加し、単年度の経済成長率をはるかに上回る率となり、国民所得に対する比率においても相当の速度で西欧諸国並みに近づくものと見込まれる。これを前提としつつ、今後の経済成長を背景とする国民所得の上昇に見合ったペースで着実に年金制度による所得保障の充実を図るべきであろう。

また、かなり激しい増高傾向をみせていた国民総医療費は、最近、対国民所得比では安定的なあゆみをみせはじめている。

9月に発表されたわが国の昭和42年度の国民総医療費は1兆5,643億円であつて、国民所得の4.4%に相当している。この比率は40年度以来あまり大きな変動がない。1兆5,643億円の制度別負担割合をみると、社会保険65.3%、公費負担11.7%、患者負担23%となつており、この割合は、この3年間をみると、社会保険漸増、自己負担・公費負担漸減の傾向をたどっている。また42年度の国民総医療費の対前年の伸び率は、16%であつて、この2年間に限つては国民所得の伸びを下回っている。

このようなすう勢が今後も続くかどうかを判断するのは早計のそしりをまぬかれないかもしれないが、国民所得が今後もかなりの幅で伸びる見込みであること、さきの国際比較からみても医療給付費の対国民所得比率がかなりの水準にあることなどから考えて、この比率がのこ数年間に急激に上昇することはないものと推定される。

拠出年金制度においても医療保険においても、以上のような状況にあると認めることが正しいとすれば、今後、社会保障給付の水準を政策的に引き上げるためには、いわゆる社会サービス関係の経費、すなわち、国民の疾病を予防する措置、母子の保健を向上するための措置、心身障害児などなんらかの形で健全な社会生活を営むうえに障害のある者を適切な施設に収容するための措置、これら施設を運営するための要員を確保する措置、拠出年金制度に加入できなかつた者に支給されている福祉年金を増額する措置、戦傷病者や戦没者の遺族などに対する援護措置、さらには、最低生活を営むことが困難な者に対する公的扶助の基準を引き上げる措置等を行なうための経費を、経済成長に見合つて引き上げていくことが望ましい方向であると考えられる。

今やわが国は経済的に先進国となつたのであるが、これら保健や福祉に関するサービスを重点政策として拡充するのでなければ、真に豊かな国とは、いえないであろう。経済的大国とは、単に経常的な所得が高いだけでなく、貧困や障害のためにみじめな生活を送る国民が1人もないほどに社会サービスが拡充され、全国民が豊かな生活を享受する国をさすのである。

わが国は、従来生産力の拡充を急ぐあまり、国民生活の基盤となるべき社会資本の蓄積が遅れてきたが、その実情はすでに第4節でみたとおりである。したがつて経済成長の成果の配分にあたつては、単に狭義の社会保障に力を注ぐだけでなく、環境衛生施設や保健福祉施設などの整備にも十分配慮していかなければならないのであつて、均衡ある発展充実のために、社会保障及び関連施策については長期的見通しの上に立つ計画的な推進が特に望まれるところである。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

1 健康問題に関する内外の動き

さきに、近年の社会情勢の進展、なかでも工業化、都市化の進行が、国民の健康に重大な脅威をもたらしつつあることを指摘し、これを克服することが今日の急務であることを説いた。しかし、それはわが国民の健康を維持するための最少の必要条件であり、いわば消極的条件である。われわれは、われわれの社会を真に豊かなものとするために、これらの消極的条件の確保に満足することなく、さらに国民の健康の消極的な増進を志向しなければならないと考える。

そして、積極保健(Positive Health)の考え方はWHO(世界保健機関)を中心として今や世界的すう勢にあると、いつてよく、イギリス、フランス、アメリカなど欧米諸国でも具体的な健康増進対策が活発に実行されつつある。なかでも注目されるものに西ドイツの黄金計画および第2の道とよばれる一連の活動がある。黄金計画は、1960年から15年間に数千億円にのぼる資金を投じて一般国民のための運動施設を建設しようとする計画であり、1967年の中間報告によると、過去7年間に、運動場・こどもの遊び場・体育館・プールなど、計約3万5,000か所を建設し、この計画の進行によつて児童の交通事故問題を基本的に解決した、と述べている。また、第2の道とは、体力のすぐれた者が選ばれて記録を競ういわゆる競技会を第1の道とよぶ意味において、国民のすべてが参加しうる運動の機会をさしてこう呼び、いまその拡大を国民運動として展開しつつある。西ドイツは、1950年代の半ばから高度経済成長期に入つたが、これに伴つて生じた都市の過密現象、自由時間の増加などに対処して、いち早くこのような雄大な計画が採択されたのであり、このことは、現在、当時の西ドイツのおかれていた環境と同じような環境にあるわが国に示唆を与えるところが大きいものがあると考ええる。

一方、わが国でも、国民の健康増進についての関心はようやく、高まりつつある。40年に内閣広報室の行なつた世論調査によれば、日常、健康・体力を増進したいと考えている者は約60%、実際になんらかの増進法を行なっている者は約40%、さらに、国民全体の健康・体力を増進する必要があると考えている者は約70%にのぼっている。このように健康増進に関する国民の意識が高まつたのには、一つにはオリンピック東京大会の影響があつたと思われる。オリンピック東京大会は、青少年をはじめ国民一般に広くスポーツへの理解と関心を深めるとともに、これを契機として、国民が健康と体力の増進をいつそうすすめていく必要があるとの認識を新たにしたのである。

このような気運を背景として、政府は39年12月「国民の健康、体力増強対策について」閣議決定を行なつた。これは、その「趣旨」のなかで、「国民すべてが健康を楽しみ、ひいては、労働の生産性を高め、経済発展の原動力をつちかい、国際社会における日本の躍進の礎を築くため」健康・体力の増進について積極的な実践を図る必要があると述べている。われわれは、この際この決定の趣旨を再確認し、健康と体力の増進対策を強力に展開する必要があると考える。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

2 わが国民の健康の現状と健康増進対策の必要性

「健康」の概念については、多くの立場からする多くの定義づけがあるが、WHO憲章によれば、健康とは、「身体的、精神的及び社会的に完全に安定した状態であつて、単に疾病または病弱の不存在ではない。」すなわち、ここでいう健康の意味は広く、身体の状態だけでなく、精神の状態も完全であり、さらに社会適性においても完全であることまで含むものとしてとらえられている。

ところで、このような広い意味を含む健康に関するわが国民の現状はどうであろうか。これについて、いくつかの指標によつてべつ見してみよう。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

2 わが国民の健康の現状と健康増進対策の必要性

(1) 平均寿命

明治24年～31年の状況をあらわす第1回生命表によれば,日本人の平均寿命は,男42.8歳,女44.3歳であつたが,42年の簡易生命表では,男68.9歳,女74.2歳とほぼ欧米諸国の水準に達するに至っている。これは主として,結

核,赤痢を中心とする伝染性疾患による死亡と乳幼児死亡の減少によるものであるが,死因についてみると予防可能な疾病による死亡がなお高率であり,まだ改善の余地が残されている。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

2 わが国民の健康の現状と健康増進対策の必要性

(2) 疾病の状況

国民健康調査によれば,近年は10年前に比べ,有病率(調査期間前から疾病にり患していた件数)においても,り患率(調査期間中に疾病にり患した件数)においても,約5割増加している。これは,老齡人口の増加によるところをもつとも大きいと思われるが,このほか,高血圧・糖尿病などの増加,ストレスの増大による消化器系疾患などの増加,また,国民の保健意識が高まつたことなどによるものと考えられる。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

2 わが国民の健康の現状と健康増進対策の必要性

(3) 栄養

わが国民の米食中心の食生活慣習はなお根強いが、30年代の半ばから動物性食品・油脂類の摂取が増加し、42年の国民栄養調査によれば38年に作成された。昭和45年度を目途とした栄養基準量の目標値にほぼ到達した。しかし、内容的にみるとたんぱく質・脂肪などの質は欧米諸国に比べてかなり低く、また、地域別、業態別、あるいは所得別にみた場合の格差が著しく、したがって低栄養問題もいまだ解消されてはいない。また、一方、栄養の不適正摂取・運動不足などによる肥満・高血圧・糖尿病などの増加などが問題化しつつあり、なお残された問題は多い。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

2 わが国民の健康の現状と健康増進対策の必要性

(4) 体位

国民栄養調査及び学校保健統計によると,わが国民の体位は,明治以来約半世紀の間に,身長において男約5cm,女約7cm,体重において,男約4kg,女約2kg増加し,特に戦後の青少年の体位向上は著しい。しかし,この傾向は諸外国でも同様であつて,その差は一般の認識ほどには減少していないのである。これについては,日本人は骨格構造上欧米人に劣るからやむをえないとする説もあるが,たとえば在米二世の体位はアメリカ人に比べさして見劣りしないのであつて,この差は栄養摂取その他多角的な努力によつて克服可能なものとする。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

2 わが国民の健康の現状と健康増進対策の必要性

(5) 運動能力

運動能力には、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性・調整力などの諸要素が含まれるが、文部省の運動能力調査報告書は、近年の青少年の運動能力が必ずしも、体位の向上に伴っていないことを報告している。さらに、研究者の報告によれば、工場労働者についてみると、たとえば背筋力(物を持ち上げる力)などは39年よりも26年の方がすぐれている。これらの動向は、国民の将来の健康増進について重要な問題を含んでいると考えられる。

以上、わが国民の健康の現状をいくつかの指標によつて概観したが、これらの指標はその一つをもつて健康の尺度とすることはできない。これらの指標は、互いに相関を有するものではあるが、必ずしも比例的な関係にあるのではなく、したがつて、健康について判断するには、これらの指標を総合的には握しなければならない。そして、その上にWHOのいう精神状態、社会適性などの要素を含め、全人間的に評価しなければならない。

さて、上にみたわが国民の健康の現状からも、われわれは国民の健康の維持増進に関してなすべきことが多いことを痛感するのであるが、さらにその必要性を強調し、さし迫つた課題としてわれわれにその実践を迫る要因として、近年の、そして将来も続くであろう社会事情の変化をあげることができる。

近年の工業化、都市化の進行は自然を破壊し、公害などのひずみを生じさせ、運動不足による体力の低下、肥満・代謝障害・循環器障害などの弊害をもたらしている。また、われわれの社会活動は今後ますます活発化、複雑化するであろう。そしてまた、逆に労働の合理化、機械化は働くことの喜びを減少させる傾向を助長するであろう。したがつて、われわれは一方において複雑な社会のストレスに耐え、一方において単純労働に耐えることのできる身体と精神の適性を持つことを要求されているのである。

さらに、労働力不足、技術革新の時代には、ひとりひとりの資質開発、能力開発を必然的なものとして要求されるであろうし、また、自由時間の増加は、レクリエーション、運動の機会の拡大を促すであろう。

このようにみてくると、今日われわれを取り巻いている環境の諸条件は、すべてといつてよいほど国民の健康問題に対する積極的な方策を待望しているのである。

総論――繁栄への基礎条件――

第7節 より高い健康への志向

3 望まれる具体的対策

国民の健康問題に関して、当面望まれる対策としては次のようなものが考えられる。

第1に、栄養改善のための対策があげられる。現在国民に対する栄養指導としては、保健所を中心として栄養相談、集団給食施設に対する指導、標準的献立の普及などが行なわれているが、これらの栄養指導機能をさらに強化し、国民の間に栄養についての正しい知識を普及する必要がある。これに関連して、わが国では、ややもすれば栄養を医薬品により摂取しようとする風潮があるが医薬品は正しい医学的な知識に基づいて、使用されるべきものであつて、その過度の使用は、かえつて健康をそこなうことさえあるので、このことについての啓蒙が必要である。そしてこれらの対策の効果をあげるためには行政官庁の努力だけではなく、地域住民の組織的な協力が必要であり、さらにマスメディアの活用による普及活動が強く望まれる。

第2に、心身の健全な発達の基盤として母子保健対策の充実がきわめて大切である。

このためには、婚前から結婚・妊娠・分娩を経て乳幼児期に至るまで一貫した母子保健管理体制の確立が必要であり、さらに3歳児健康診査をはじめ、異常の早期発見、早期措置を図るための健康診査の強化、妊娠中毒症、未熟児等に対する医療対策の充実などの施策を総合的に推進する必要がある。

第3に、レクリエーション、運動の機会の造成である。都市化、工業化がもたらす運動不足が健康の衰退を招くことは前にも述べたが、一方において自由時間の増加と経済余力はレジャーへの指向を促し、国立公園の利用者数をみても、42年は35年のほぼ2倍に達している。また、都市の公園が諸外国に比べて著しく少なく、これが児童の健全な成育を阻害する原因の一つとなつていることは前にも述べたところである。

レクリエーション、運動の機会の造成は自然におけるものと都市におけるものとに分けられるが、前者としては、(1)国立公園・国定公園等の自然に親しむ場の確保とその保護、(2)国民宿舎等の宿泊施設、道路その他の利用施設の整備、(3)自然歩道の整備などが、また、後者としては、(1)都市での公園、緑地の造成、(2)野外運動場の建設、(3)誰にも利用できる体育館・プールなどの建設、などが積極的に取り上げられるべきである。

第4に、健康のための体操の普及である。スウェーデンが19世紀にいわゆるスウェーデン体操によつて国民の健康向上を図つたことは広く知られているが、現在でも、西ドイツは、「母と子の体操」などの普及により大きな成果をあげている。また西ドイツ以外の西欧諸国やソ連においても妊産婦・乳幼児などの体操が奨励されている。われわれもこれらの先例にならい、年齢、身体条件に応じた体操を研究し、これを普及する必要があると考える。

第5に、健康、体力に関する医学研究の振興、及び各種の健康増進法についての調査研究の促進があげられる。これらは一部の識者によつて従来も行なわれてきてはいるが、その研究の成果を結実させ、国民の健康増進に役立たせるために、国も積極的な助長策を講ずる必要があろう。

第6に、忘れられてはならないのは、健全なレクリエーション・運動・体操を普及するための指導者の養成である。特に青少年については、野外レクリエーションや運動の場を、体育だけでなく知育、徳育の場ともするために、また健康増進運動を広く国民の間に普及する拠点とするために、すぐれた指導者を養成することは不可欠の条件であると考ええる。

以上、われわれは、最近の外国事情及びわが国の現状を考察し、当面必要と考えられる健康増進対策について述べたが、終りに付言したいことは、これらの対策は、ひとり政府の努力のみによつて成果を期待しうるもの

ではなく、地方自治体、あるいは地域住民の自発的意思に基づく組織の協力によつて実を結ぶものであることである。わが国でも、一定地域で栄養改善運動や体育の振興によつて住民の健康水準の向上に成功した例は少なくないが、それらはほとんど例外なく、町ぐるみ村ぐるみの運動として展開した結果である。このように地域社会全体の意志として、健康増進問題が取り上げられ、その対策が普及され、そしてつまるところは住民の各個人がみずからの健康について認識し実践することによつて国民全体の健康の増進を図ることができるのである。国はこれを積極的に助成する立場に立つべきであり、そのために、財政上の援助、広範囲なPR活動などに努力を傾注する必要があると考える。

むすび

われわれは、「繁栄への基礎条件」というサブタイトルの下に、現在及び将来の、わが国民の健康と福祉のために達成しなければならないいくつかの項目をあげ、これらの問題を解決することなくして、真の意味でのわが国の繁栄はありえないことを訴えた。そこで、この総論の結びとしてもう一度ふり返つてこの趣旨を確認し、さらに激しく変動する社会経済情勢の中にあつて、将来に向かつて望まれる基本的な姿勢について述べてみたい。

わが国の経済は世界に類をみない飛躍的な成長を成し遂げ、さらに前進しつつある。そして、その過程で国民生活の向上をもたらしつつあることは、まぎれもない事実である。しかし、この急速な経済発展が、国民の生活基盤に関連する諸条件の立ち遅れ——経済発展との不均衡をますますあらわなものとし、このことが、国民の現実の生活のうえに充実感が生まれることをはばみ、あるいは、欠乏感さえいだかせる一因となつていくことは前にも述べたところである。住宅・生活環境施設など、生活に結びついた社会資本の未整備、工業化、都市化に伴う自然の破壊、公害や交通事故などの新たな脅威、定年後の生活への不安など、われわれの周辺には幾多の不安定な要因が解消されないままに残されている。そして、これらの問題のほとんどは、個人の力だけでは解決できないものなのである。これらの国民生活の基盤に関連するものの未整備、立ち遅れは、わが国が、敗戦による名状しがたい傷手に耐えて、まず絶対的な貧困を解消するため、その基盤となる経済の立て直しに取り組まなければならなかつた時期においては、やむをえなかつたといえようし、また、市場メカニズムの働きにくい社会資本の分野が、近年のめざましい経済発展の歩みに対応してゆけなかつたことも容認しなければならないであろう。そしてそれゆえにこそ、経済が相当程度の水準に達し、今後とも引き続き発展成長が見込まれる今日において、われわれは、その経済成長の成果をこれらの部門にできるかぎり多く配分し、少なくとも経済規模の拡大との間に不均衡を生じさせないように考慮する必要があり、また、それが可能な時期に来ていると考えるのである。これらのことは、わが国の経済が高度成長期にはいつた昭和30年代の後半に、「高度成長のひずみ」、「社会開発」などのことばで警告されたのであるが、現在においては、いつそう現実的なそして重大な問題として、経済専門家のがわからずとも国民一般の生活実感からも、要するに全国民的な規模において認識されようとしているのである。

それにしても、われわれの目標を達成するためには、その方策、費用負担その他の問題について多くの論議をよぶであろう。場合によつては国民の負担の増加が要求されるかもしれない。いずれにせよ、これらの具体的な問題については、国民の合意のうえになされなければならないことは論をまたない。

終わりに、われわれの目標である、繁栄への条件の達成をささえる究極のものについて考えてみたい。それは、ほかでもない、われわれの念願を達成するかぎともいえる。国民生活の中に望まれる社会連帯意識の問題である。戦後わが国は、国民生活全般をささえる精神的支柱を失つたまま新しい共通のよりどころを見いだせない状態にある。しかも、われわれをとりまく環境は大きく、激しくゆれ動いている。急速な都市化の進行、情報化社会への移行などが人間相互の結びつきを薄れさせ、さらにいうなら、巨大で激しく変化する社会構造の中に、人はみずからをますます小さいものとして感じ、そこに孤独感さえ生まれようとしている。現代は「断絶の時代」であるといわれているが、それは、急激な変化が現象の間に連続性を失わせることを意味している。そして、現象間に連続性が失われるならば、それは人の意識の間にも連鎖性を失わせることとなり、ひいては社会の連帯意識を稀薄にすることにもつながるのではないだろうか。

われわれが、ここにあってこのような問題を取り上げるのは、あらゆる行政のなかで、特に厚生行政の分野は、人間への信頼に根ざし、社会の連帯によつてささえられているものが多く、したがつて、このことの有無が行政の効果を左右し、さらには国民の福祉に影響を及ぼすこととなると信じるからである。しかし、ここでこのような全国民的な困難な問題について結論めいたことを述べようとするものではない。われわれは、ただ、人間性を尊ぶ豊かな生活には、相互の信頼感にささえられた新しい地域社会を形成することがなにもまして望まれる条件であると考えてるのであり、そのためにも、この際、社会連帯意識を基調とする新たな

モラルを築くことについて,国民のすべてが相寄つて探究することを,公共の奉仕者としてせつに願うのである。

きたるべき1970年代が,はたして,わが国の輝かしい経済発展の成果を,真に国民の幸福に結びつける時代となるであろうか。そのためにわが国民の知恵と勇気とを提示する時代となるであろうか。われわれはいま,そのことについて試されようとしているのである。